

「改訂 チーム医療担当者必携 健康食品の基礎知識」
訂正表

(2009. 9)

2009年1月から4月の法律改正により、本書の内容に訂正が生じたので、以下の通り訂正させていただきます。

頁	箇所	訂正前	訂正後
3	図1-1 健康食品の分類		<p align="right">平成21年4月1日より施行</p>
6	表1-5 栄養機能食品 表示事項(2)	(2) 上述の基準に適合する場合の、表示をしようとする栄養成分、およびその機能	(2) 上述の基準に適合する場合の、表示をしようとする栄養成分、およびその機能 (以下の注書き追加) ※機能を表示する栄養成分の名称を消費者にひと目で分かるような場所に「栄養機能食品(カルシウム)」などのように、栄養機能食品である旨の表示に続けてかっこ書きで表示する
10	⑤ 特別用途食品 ・定義	<p>特別用途食品とは、厚生労働大臣の許可を受けて、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をして販売する食品をさす。ただし、特別の用途に適する旨の表示とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育または健康の保持若しくは回復の用に供することが適当な旨を医学的、栄養学的表現で記載し、かつ用途を限定したものである。単に「乳児用」「幼児用」と表示したものは許可を必要としない。</p> <p>特別用途食品のうち身体の生理学的機能等に影響を与える保健機能成分を含み、食生活において特定の保健の目的が期待できる旨を表示する食品として特定保健用食品があるが、これは食品衛生法施行規則の改正によって平成13年4月1日から保健機能食品としても規定されている。</p>	<p>特別用途食品とは、厚生労働大臣の許可を受けて、えん下困難者用、乳幼児用調整粉乳、妊産婦・授乳婦用粉乳、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をして販売する食品をさす。ただし、特別の用途に適する旨の表示とは、えん下困難者、乳幼児、妊産婦・授乳婦、病者等の発育または健康の保持若しくは回復の用に供することが適当な旨を医学的、栄養学的表現で記載し、かつ用途を限定したものである。単に「乳児用」「幼児用」と表示したものは許可を必要としない。</p> <p>(以下、削除)</p>
10	⑤ 特別用途食品 ・範囲	特別用途食品の範囲については、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用及びその他厚生労働省令で定める特別の用途を健康増進法第26条第1項の許可の対象としている。また厚生労働省令で定める特別の用途とは、授乳婦用、高齢者用、特定の保健の用途(特定保健用食品)である。特別用途食品はほとんどが許可基準型であるが、病者用には許可基準型と個別評価型がある。また特定保健用食品も個別評価型である	特別用途食品の範囲については、乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用及びその他厚生労働省令で定める特別の用途を健康増進法第26条第1項の許可の対象としている。また厚生労働省令で定める特別の用途とは、授乳婦用、高齢者用、特定の保健の用途(特定保健用食品)である。特別用途食品はほとんどが許可基準型であるが、病者用には許可基準型と個別評価型がある。(以下、削除)
11	図1-3 食品と法律との 関連		<p align="right">平成21年4月1日より施行</p>

頁	箇所	訂正前	訂正後																														
11	図1-4 特別用途食品の分類	<p>健康増進法</p> <p>特別用途食品</p> <p>病者用(許可基準型) 病者用単一食品 ①低ナトリウム食品 ②低カロリー食品 ③低たんぱく質食品 ④低(無)たんぱく質高カロリー食品 ⑤高たんぱく質食品 ⑥アレルギー除去食品 ⑦無乳糖食品</p> <p>病者用組合せ食品 ①減塩食調整用組合せ食品 ②糖尿病食調整用組合せ食品 ③肝臓病食調整用組合せ食品 ④成人肥満症食調整用組合せ食品</p> <p>病者用(個別評価型) 妊産婦用 乳児用 幼児用</p> <p>その他厚生労働省令で定める特別の用途 高齢者用 ①そしゃく困難者用食品 ②そしゃく・えん下困難者用食品 授乳婦用 特定の保健の用途 (特定保健用食品：個別評価型)</p> <p>厚生労働省令</p>	<p>特別用途食品</p> <p>病者用(許可基準型) ①低たんぱく質食品 ②アレルギー除去食品 ③無乳糖食品 ④総合栄養食品</p> <p>病者用(個別評価型) 妊産婦、授乳婦用粉乳 乳幼児用調整粉乳 えん下困難者用食品</p>																														
16	1 法律での定義	<p>栄養表示基準とは健康増進法第31条の規定により、一般の消費者に販売する加工食品(鶏卵以外の生鮮食品を除く)に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に、適用される基準である。栄養機能食品についてもこの基準は適用されるが、特別用途食品(特定保健用食品を含む)には適用されない。</p> <p>※ただし、特定保健用食品は「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」により同様の基準が規定されており、それ以外の特別用途食品は「特別用途食品の表示許可について」で満たすべき許可基準が規定されている。</p>	<p>栄養表示基準とは健康増進法第31条の規定により、一般の消費者に販売する加工食品(鶏卵以外の生鮮食品を除く)に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に、適用される基準である。栄養機能食品についてもこの基準は適用されるが、特別用途食品および特定保健用食品には適用されない。</p> <p>※ただし、特定保健用食品は「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」により同様の基準が規定されており、特別用途食品は「特別用途食品の表示許可について」で満たすべき許可基準が規定されている。</p>																														
21	表1-14 アレルギー原因物質を含む特定原材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>品目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定原材料(5品目) 食品衛生法施行規則(省令)</td> <td>卵、乳、小麦</td> <td>発症数が多いもの。なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳および乳製品等)を一括りとした分類を含む</td> </tr> <tr> <td>表示義務</td> <td>そば、落花生</td> <td>症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>特定原材料に準ずるもの(20品目) 厚生労働省通知</td> <td>あわび、いか、いくら、えび、かに、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、くるみ、大豆、鶏肉、豚肉、牛肉、まつたけ、やまいも、バナナ</td> <td>症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td>表示推奨</td> <td>ゼラチン</td> <td>牛肉・豚肉由来であることが多いので、すでに牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている</td> </tr> </tbody> </table>	分類	品目	理由	特定原材料(5品目) 食品衛生法施行規則(省令)	卵、乳、小麦	発症数が多いもの。なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳および乳製品等)を一括りとした分類を含む	表示義務	そば、落花生	症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの	特定原材料に準ずるもの(20品目) 厚生労働省通知	あわび、いか、いくら、えび、かに、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、くるみ、大豆、鶏肉、豚肉、牛肉、まつたけ、やまいも、バナナ	症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの	表示推奨	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多いので、すでに牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>品目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定原材料(7品目) 食品衛生法施行規則(省令)</td> <td>卵 乳 小麦 えび かに</td> <td>発症数が多いもの なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳及び乳製品等)を一括りとした分類を含む</td> </tr> <tr> <td>表示義務</td> <td>そば 落花生</td> <td>症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの</td> </tr> <tr> <td>特定原材料に準ずるもの(18品目) 厚生労働省通知</td> <td>あわび いか いくら さけ さば オレンジ キウイフルーツ もも りんご くるみ 大豆 鶏肉 豚肉 牛肉 まつたけ やまいも バナナ</td> <td>症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの</td> </tr> <tr> <td>表示推奨</td> <td>ゼラチン</td> <td>牛肉・豚肉由来であることが多いので、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている</td> </tr> </tbody> </table>	分類	品目	理由	特定原材料(7品目) 食品衛生法施行規則(省令)	卵 乳 小麦 えび かに	発症数が多いもの なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳及び乳製品等)を一括りとした分類を含む	表示義務	そば 落花生	症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの	特定原材料に準ずるもの(18品目) 厚生労働省通知	あわび いか いくら さけ さば オレンジ キウイフルーツ もも りんご くるみ 大豆 鶏肉 豚肉 牛肉 まつたけ やまいも バナナ	症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの	表示推奨	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多いので、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている
分類	品目	理由																															
特定原材料(5品目) 食品衛生法施行規則(省令)	卵、乳、小麦	発症数が多いもの。なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳および乳製品等)を一括りとした分類を含む																															
表示義務	そば、落花生	症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの																															
特定原材料に準ずるもの(20品目) 厚生労働省通知	あわび、いか、いくら、えび、かに、さけ、さば、オレンジ、キウイフルーツ、もも、りんご、くるみ、大豆、鶏肉、豚肉、牛肉、まつたけ、やまいも、バナナ	症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの																															
表示推奨	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多いので、すでに牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている																															
分類	品目	理由																															
特定原材料(7品目) 食品衛生法施行規則(省令)	卵 乳 小麦 えび かに	発症数が多いもの なお、牛乳およびチーズは「乳」を原料とする食品(乳及び乳製品等)を一括りとした分類を含む																															
表示義務	そば 落花生	症状が重篤で生命に関わるため、特に留意が必要なもの																															
特定原材料に準ずるもの(18品目) 厚生労働省通知	あわび いか いくら さけ さば オレンジ キウイフルーツ もも りんご くるみ 大豆 鶏肉 豚肉 牛肉 まつたけ やまいも バナナ	症例数が少なく、省令で定めるには今後の調査を必要とするもの																															
表示推奨	ゼラチン	牛肉・豚肉由来であることが多いので、既に牛肉、豚肉としての表示が必要であるが、「ゼラチン」としての単独の表示を行うことへの要望が多く、専門家からの指摘も多いため、独立の項目とされている																															

頁	箇所	訂正前	訂正後
22	【参考】	8 「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等について（厚生労働省医薬食品局食品安全部長），食安発第0701006号 平成17年7月1日	8 「日本人の食事摂取基準（2005年版）」の策定に伴う食品衛生法施行規則の一部改正等について（厚生労働省医薬食品局食品安全部長），食安発第0701006号 平成17年7月1日 9 特別用途食品の表示許可等について（厚生労働省医薬食品局食品安全部長），食安発第0212001号 平成21年2月12日 10 アレルギー物質を含む食品に関する表示について（厚生労働省医薬局食品保健部企画課長，監視安全課長），食安基発第0122001号，食安監発第0122002号 最終改正平成21年1月22日
26	【問題】 問14	問14 特別用途食品の分類として誤っているものはどれか。 1. 妊産婦用食品 2. 栄養機能食品 3. 高齢者用食品 4. 乳児用食品 5. 幼児用食品	(問題・選択肢とも差し替え) 問14. 特別用途食品の分類として誤っているものはどれか。2つ選べ。 1. 妊産婦・授乳婦用粉乳 2. 栄養機能食品 3. えん下困難者用食品 4. 乳幼児用調整粉乳 5. 特定保健用食品
32	【解答】 問14	問14 <解答> 2 【解説】 1. 妊産婦用食品は健康増進法で定められた特別用途食品である 2. 栄養機能食品は保健機能食品だが，特別用途食品ではない 3. 高齢者用食品は厚生労働省令で定められた特別用途食品である 4. 乳児用食品は健康増進法で定められた特別用途食品である 5. 幼児用食品は健康増進法で定められた特別用途食品である	(解答・解説とも差し替え) 問14. <解答> 2, 5 【解説】 1. 妊産婦・授乳婦用粉乳は健康増進法で定められた特別用途食品である 2. 栄養機能食品は保健機能食品だが，特別用途食品ではない 3. えん下困難者用食品は厚生労働省令で定められた特別用途食品である 4. 乳幼児用調整粉乳は健康増進法で定められた特別用途食品である 5. 特定保健用食品は保健機能食品だが，平成21年4月の改正により，特別用途食品ではなくなった